# 議案第39号

さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正す る条例の制定について

さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条 例を次のように定める。

平成26年2月7日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正す る条例

さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年さいた ま市条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当 該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

## 改正後

第1条 この条例は、市長又は教育委員会(以下「 | 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律 市長等」という。)が地方自治法(昭和22年法 律第67号) 第244条の2第3項の規定に基づ き、指定管理者(同項に規定する指定管理者をい う。以下同じ。) に本市の公の施設(以下「施設 」という。) の管理を行わせるため、当該指定管 理者の指定の手続等に関し、必要な事項を定める ものとする。

(指定管理者の指定の申請)

別に定める申請書に指定管理者の指定を受けよう とする施設の事業計画書(以下「事業計画書」と いう。) その他市長等が必要と認める書類を添付 して、市長等に申請しなければならない。

(指定管理者の指定等)

## 改正前

#### (趣旨)

第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、 指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。 以下同じ。) に本市の公の施設(以下「施設」と いう。) の管理を行わせるため、当該指定管理者 の指定の手続等に関し、必要な事項を定めるもの とする。

# (指定管理者の指定の申請)

第2条 指定管理者の指定を受けようとするものは、第2条 指定管理者の指定を受けようとするものは、 別に定める申請書に指定管理者の指定を受けよう とする施設の事業計画書(以下「事業計画書」と いう。) その他市長が必要と認める書類を添付し て、市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第3条 市長等は、前条の規定による申請があった ときは、次に掲げる選定基準に照らし、施設の管 理を行うに当たり、最も適していると思われる候 補者(以下「指定管理者の候補者」という。)を 選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する ものとする。

 $(1)\sim(3)$  [略]

- 2 市長等は、前項の規定により指定管理者の候補 者を選定しようとするときは、第8条に定める指 定管理者審査選定委員会に諮問するものとする。
- 3 市長等は、指定管理者の指定を行ったときは、 その旨を告示しなければならない。

# (事業報告書の作成及び提出)

- 第4条 指定管理者は、毎年度終了後1月以内に、 その管理する施設に関する次に掲げる事項を記載 した事業報告書を作成し、市長等に提出しなけれ ばならない。ただし、年度の途中において指定管 理者の指定を取り消されたときは、その取り消さ れた日から起算して1月以内に当該年度の当該日 までの間の事業報告書を提出しなければならない。  $(1)\sim(3)$ 「略〕
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把 握するために市長等が必要と認める事項

# (業務報告の聴取等)

第5条 市長等は、施設の管理の適正を期するため√第5条 市長は、施設の管理の適正を期するため、 指定管理者に対し、当該管理の業務又は経理の状 況に関し報告を求め、実地について調査し、又は 必要な指示をすることができる。

#### (指定の取消し等)

第6条 市長等は、指定管理者が前条の指示に従わ ないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由 により、当該指定管理者による管理を継続するこ とが適当でないと認めるときは、その指定を取り 消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しく は一部の停止を命ずることができる。

# 2 「略]

### (指定管理者審査選定委員会の設置)

- 第8条 市長等の諮問に応じ、指定管理者の候補者 の選定について審査するため、次の各号に掲げる 施設の区分に応じ、当該各号に定める指定管理者 審査選定委員会(以下この条において「委員会」 という。)を設置する。
  - (1) 市民・スポーツ文化局が所管する施設 さい たま市市民・スポーツ文化局指定管理者審査選 定委員会

第3条 市長は、前条の規定による申請があったと きは、次に掲げる選定基準に照らし、施設の管理 を行うに当たり、最も適していると思われる候補 者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定 するものとする。

 $(1)\sim(3)$  [略]

2 市長は、指定管理者の指定を行ったときは、そ の旨を告示しなければならない。

# (事業報告書の作成及び提出)

- 第4条 指定管理者は、毎年度終了後1月以内に、 その管理する施設に関する次に掲げる事項を記載 した事業報告書を作成し、市長に提出しなければ ならない。ただし、年度の途中において指定管理 者の指定を取り消されたときは、その取り消され た日から起算して1月以内に当該年度の当該日ま での間の事業報告書を提出しなければならない。  $(1)\sim(3)$  「略]
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把 握するために市長が必要と認める事項

# (業務報告の聴取等)

指定管理者に対し、当該管理の業務又は経理の状 況に関し報告を求め、実地について調査し、又は 必要な指示をすることができる。

#### (指定の取消し等)

- 第6条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わな いときその他指定管理者の責めに帰すべき事由に より、当該指定管理者による管理を継続すること が適当でないと認めるときは、その指定を取り消 し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは 一部の停止を命ずることができる。
- 2 「略]

# (教育委員会所管の施設への適用)

第8条 この条例を教育委員会が所管する施設に適 用する場合においては、第2条、第3条、第4条 から第6条第1項まで及び次条の規定中「市長」 とあるのは「教育委員会」とする。

- (2) 保健福祉局が所管する施設 さいたま市保健 福祉局指定管理者審查選定委員会
- (3) 子ども未来局が所管する施設 さいたま市子 ども未来局指定管理者審査選定委員会
- (4) 経済局が所管する施設 さいたま市経済局指 定管理者審查選定委員会
- (5) 都市局が所管する施設 さいたま市都市局指 定管理者審查選定委員会
- (6) 建設局が所管する施設 さいたま市建設局指 定管理者審査選定委員会
- (7) 教育委員会が所管する施設 さいたま市教育 委員会指定管理者審査選定委員会
- 2 委員会は、それぞれ委員7人以内をもって組織 する。ただし、前項第5号に掲げるさいたま市都 市局指定管理者審査選定委員会については、委員 <u>9人以内をもって組織する。</u>
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長等が委嘱 し、又は任命する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 施設運営等に関し知識を有する者又は関係団 体の代表者
  - (3) 市職員
- 4 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨 げない。
- 5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者 の残任期間とする。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなら ない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 前各項に掲げるもののほか、委員会の組織及び 運営に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の | 第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の 施行に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

(委任)

施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
  - (任期の特例)
- この条例の施行後、次の各号に掲げる指定管理者審査選定委員会の委員として、 最初に委嘱され、又は任命される者の任期は、第8条第3項本文の規定にかかわら ず、当該各号に定める日までとする。
  - (1) さいたま市市民・スポーツ文化局指定管理者審査選定委員会 平成27年7月

# 10日

- (2) さいたま市保健福祉局指定管理者審査選定委員会 平成27年6月30日
- (3) さいたま市経済局指定管理者審査選定委員会 平成26年7月23日
- (4) さいたま市教育委員会指定管理者審査選定委員会 平成27年6月30日